

第8回淡島ホテルを守る債権者の会（全体会）

弁護士 原 和良

I 前回集会（9月14日）以降のご報告

- 1 会員の募集（10月末第一次締切）⇒約100名の入会
- 2 ホームページの開設 (<http://awashimamamoru.info/>)
- 3 国会での質問準備・資料提供
- 4 マスコミ等との情報交換
- 5 債権者破産申立ての情報

II 株式会社淡島ホテルに対する債権者破産申立てについて

- 1 破産手続き
⇒会社は消滅
⇒裁判所が選任した破産管財人（弁護士）が、会社の資産を換価し配当手続
⇒税金や社会保険料、担保権者など優先権のある者への弁済が優先
⇒一般債権者へは配当なしとなるケースが多い
- 2 株式会社淡島ホテルに対する債権者の破産申立て
 - (1) 7月1日付で、裁判所に破産手続開始の申立て
10月17日に債務者審尋（淡島ホテルを裁判所が呼び出し）
11月末日までに、決算書等の資料の提出を裁判所が要請
⇒早ければ年内に、破産手続き開始決定
 - (2) 異例な債権者による破産申立て
通常は、債務者会社が申立
債権者破産申立てのハードル
 - ①外部の債権者による申立のため、会社が破産状態にあること（会社の資産状況の把握）の証明が困難
 - ②会社（債務者）の非協力や抵抗
 - ③破産管財人の負担大
 - ④債権者は、多額の子納金を裁判所に納める必要がある
 - (3) 債権者破産申立ては、開始決定までは取り下げることができる
（取下げは、なされない見通し）
 - (4) 今回は、株式会社淡島ホテルのみの破産申立て
⇒他のグループ会社が今後どうなるのかは不透明
- 3 破産開始決定がなされると、今後どうなるのか？
 - (1) 株式会社淡島ホテル、オーロラグループは、経営権を喪失

⇒破産管財人が全経営権を掌握する（新たな被害は、発生しなくなる）

(2) 破産管財人の業務

資産を換価、負債を掌握し、配当原資があれば配当手続き

(3) 管財人の調査により、資産状況・資金の流れが明らかに

長田の関与・不正の実態

オーロラグループの関与・不正の実態

他のグループ会社との債権債務関係

⇒状況によっては、グループ会社の破産申立ての余地

4 ホテルの経営はどうか

(1) 破産手続きでは、原則として、営業活動は停止

(2) 例外として、財団の増殖につながる場合（仕掛品、物件の保全や価値の維持につながる場合など）、暫定的に営業継続することがある

⇒本件については、ホテル建物の売却先が決まるまで暫定的に営業を継続する可能性あり

5 ホテルの建物所有権

ホテルの所有権がどうか、が破産手続きの中での大きな争点

III 債権者の会の今後の方針

1 管財人としては、3つの選択肢

(1) 任意売却

メリット…競売よりも高く売却できる

デメリット…売却にあたり担保権者、持分権者の同意が必要

（本件では、多数の権利者が存在し、同意の取得が困難）

(2) 競売手続に任せる

配当見込みのある担保権者が競売申立

管財手続きとは別個に売却手続

メリット…手続きが単純明快、管財人の負担はなし

デメリット…誰が買受人となるか予測不可能

先順位の配当見込みのある担保権者以外には配当なし

持分権者の権利は消滅する

（オーロラグループによる祭儀的被害）

(3) 財団放棄⇒競売手続（(2)と同じ）

(4) どう転んでも、債権者の会の会員の最善の利益を追求する

破産管財人⇒破産者の協力が得られないもとの、債権者の会の情報提供と協力は不可欠

ホテル再生を目指す事業者（建物買受人）
⇒債権者の協力は不可欠

債権者の会⇒可能な協力を行いながら、最も有利な条件交渉を勝ち取る

2 社会問題化

ホームページでの情報提供

メディアでの報道

国会での追及

（国定公園での事業制約、公租公課、長田・オーロラの社会的責任等）

3 ホテル建物の確保

担保債権者、破産管財人、買受希望者、等との交渉

債権者の会会員に、最も有利な条件でホテルの再生

⇒債権から資産価値へ

4 ホテル建物の持分所有権について

(1) 譲渡を受けた持分所有権は、担保権付の所有権

担保権が実行されると、所有権は喪失

(2) 価値のない持分所有権をオーロラグループは、代物弁済・売買

⇒オーロラグループへの集団的責任追及を検討中

(3) 債権者の会への積極的参加を

⇒競売で、持分所有権は消滅

5 1月末日まで、第二次会員募集

*根拠は、2020年1月末日までには、裁判所の破産開始決定がなされると想定

*他の会員との均衡上、2019年9月分～2020年2月分の6か月分（金30,000円）を、送金して入会手続きを行ってもらう。

6 債権者の会の意義と参加のメリット

(1) 長田氏、オーロラグループの社会的責任を追及する

(2) 破産手続きが開始されても、手続きに協力しながら、実利を獲得する

⇒経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）の中で、貴重な情報を持っている強み

(3) 交渉力・影響力を発揮するためには、もう一回り大きな債権者の会の力が必要

7 次回の全体会の予定

2020年2月1日（土曜日）14時～16時

場所：ビジョンセンター東京駅前7F

(<https://www.visioncenter.jp/tokyo/ekimae/access/>)

以上

